



事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る
非常勤講師の勤務に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る非常勤講師の勤務に関して、下記について御留意くださるよう、お願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、管内の学校へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 臨時休業中、特例として、児童生徒が登校しない状況においても、計画どおり勤務できること。
- (2) 免許外教科担当非常勤講師の勤務計画を作成する際には、長期休業中に授業日を設定することなども想定して作成すること。（勤務日数の範囲で弾力的に措置できる計画にする。）
- (3) 小1問題対応非常勤講師については、夏季休業中に授業日を設定することなども想定して勤務計画を作成すること。ただし、措置期間が9月末日までであることに留意すること。
- (4) 「小・中学校の指導教員に係る初任者研修非常勤講師」（年間70日）については、学校研修計画に基づき、勤務計画を作成すること。（臨時休業により、学校研修計画を変更した際には、非常勤講師の勤務計画も変更する。）
- (5) 勤務計画を変更する場合には、月のはじめに勤務計画のシステム入力が必要となるため、事務職員と連携を図って変更を行うこと。

担 当	人事・学事担当 浅野
TEL	048-830-6937
e-mail	a6930-02@pref.saitama.lg.jp